

加須市展示会商談会等出展事業補助金のご案内

市内に事業所を有する事業者が、展示商談会・観光イベントに出展・出店した場合に、市が経費の一部を助成します。開催前の事前申請が必要です。

1 対象となる事業者

下記のうち、いずれかに該当する事業者。

- 市内に事業所を有する中小企業者、農業法人、農事組合法人及び財団法人
- 市内中小企業グループ等 市内中小企業者が2社以上で構成するグループ
- 市内に事務所を有する商工会、観光協会等
- 市内に事業所を有する個人事業主

2 交付条件（下記の両方の条件を満たすこと。）

- 補助金の交付を申請する日の1年以前から引き続き市内に事業所を有し、かつ、同一事業を営んでいること。
- 市税及び事業税を完納していること。

3 対象となる展示商談会・イベント

- 展示商談会

官公庁や独立行政法人の主催、共催、主管、後援により開催される、大規模な製品の展示会及び商談会。

- イベント

市外において官公庁や独立行政法人の主催、共催、主管、後援により開催される、大規模な観光振興イベント。

3 対象経費

他の制度による助成を受けている場合は、その助成額を差し引いた額が対象経費となります。

また、他の事業やイベントに転用可能な物品等の費用は、対象外となります。

- ① 出展小間料（出展料、ブース料など）
- ② 小間内装飾費（会場におけるレンタル機材代など）
- ③ その他出展に要する直接経費（チャーター便などの搬送料など）

4 補助金の額

対象経費（消費税除く）の1/2 ※1回の申請につき上限20万円

※展示商談会・イベント開催前に申請いただき、交付決定した額が上限となります。

5 申請に必要な書類

- ① 展示商談会等出展事業計画書（様式第2号）
 - ② 展示商談会等出展事業収支予算書（様式第3号）
 - ③ 市税完納証明書 又は 個人(法人)情報の確認に係る同意書（様式第3号の2）
 - ④ その他市長が必要と認める書類（展示商談会等出展申込書の写し、経費内訳がわかるもの）
- ※申請は1年度内で2回限りとなります。